

松浦市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月8日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 福島診療所

3 監査の期間 令和2年12月1日から22日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和2年10月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。
- (5) 庶務・文書管理事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について、次のとおり是正又は改善を要する事項が多数見受けられた。

以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

ア 行政財産（土地）の目的外使用料を3款2項1目の建物使用料で収納していた。
正当科目にて収納されたい。

(2) 支出事務

【指摘事項】

ア 委託契約を締結している業務の委託料を11節「役務費」の細節「手数料」から支出していた。正当科目にて支出されたい。

(3) 契約事務

【指摘事項】

委託契約について

ア 業務委託を行う場合は、「実施伺」を作成し、金額に応じ専決者の決裁が必要であるが、実施伺を作成していないものが見受けられた。松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理されたい。

イ 見積予定価格が500,001円以上のものの随意契約について、根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号としているものがあった。第1号は「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」であり、松浦市財務規則第86条第1項第6号において50万円までと規定されている。500,001円以上で随意契約をできる委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合のみである。適用号数については、適切に判断されたい。

ウ 松浦市財務規則第78条において、一般競争入札における予定価格調書について「その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により開札の際これを開札場所に置かなければならない」と規定されており、随意契約に関しても同規則第86条第3項で第78条の規定に準じて定めると規定されているが、封筒に入れて保管されていた形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義があるものがあった。予定価格調書作成後は封筒に入れ糊付け後に封印して適正に保管されたい。

エ 予定価格調書に決定者の押印がないものがあった。

オ 予定価格調書の作成を省略できないもので、調書を作成していないものがあった。

カ 見積書の見積日が、契約締結日より後の日付となっているものがあった。

キ 契約書記載の契約締結日を事務職員個人の印を使用して訂正しているものがあった。

ク 契約書に契約日の記載がないものがあった。

ケ 単年度で契約している委託料において、契約書に自動更新条項を定めている事例が見受けられた。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払を約束する自動更新条項の定めは不相当であるため削除されたい。

コ 見積結果表に予定価格金額が記載されていなかった。このことについては、前回の定期監査の際にも指摘をしていたが、改善されていなかった。

貸借契約について

ア 実施伺、見積徴取伺、予定価格調書、見積結果表を作成していないもの、見積書を徴取していないもの、見積書の見積日が記載されていないもの、契約書に自動更新条項の記載があるもの、契約書の市長名を誤っているもの等、契約に関する事務が適正に行われていなかった。法令、規則等に基づき適正に処理されたい。

医薬材料購入にかかる契約について

ア 予定価格調書の予定価格欄に「別紙記載にて」との記載があり、別紙「予定価格一覧表」が添付されていた。予定価格調書は封筒に入れて厳封し保管されていた形跡があったが、別紙の「予定価格一覧表」については封筒に入れて保管されていた形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義がある。価格の記載がある別紙についても予定価格調書と一緒に封筒に入れ糊付け後に封印して見積書開封まで適正に保管されたい。また、添付された「予定価格一覧表」について、表紙に「予定価格一覧表」と記載があるものの、その中身が見積合わせに参加している1者の業者名が記載された「薬価対比表」であり、予定価格調書として不適当と言わざるを得ない。

イ 見積書に見積日の記載がないもの、見積日が契約締結日より後の日付となっているものがあった。

ウ 契約書に市長印の押印がないものがあった。

【指導事項】

ア 委託契約における1者随意契約について、実施伺に根拠法令の記載がないもの、業者選定理由の記載がないもの、選定理由が適正であるか疑義のある事例が見受けられた。また、修繕契約についても、修繕伺に記載された1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公正、公平で透明性のある契約となるよう努められたい。

イ 委託契約及び貸借契約における見積結果表について、結果の記載がないもの、決定金額の記載がないもの等、不備があった。

ウ 所長業務委託における契約書に、医師住宅の光熱水費等の負担についての記載はあったが、使用料についての記載がなかった。これまで前任者からの引継ぎ事項で、医師住宅の使用料については無料としているとのことであったが、契約書にも明記されたい。

エ 修繕伺について、伺い日が執行予定日より後の日付となっているものがあった。

【検討事項】

ア 物品の借入れ及び委託業務の契約方法について

今回監査した物品の借入れ及び委託業務について、すべて単年度契約であったが、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）の特例として、法第214条（債務負担行為）及び法第234条の3（長期継続契約）が規定され、また、施行令第167条の17（長期継続契約を締結することができる契約について）に基づいて「松浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」並びに「同条例施行規則」が定められ、物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり継続して役務の提供を受ける必要があるものについては、長期継続契約が可能となっている。

医事システム保守業務や施設の維持管理及び保守業務については、長期継続契約ができる契約であり、長期継続契約は複数年度の契約手続きを一回で済ませることにより業務効率を向上させる性格を有していることから、契約方法の見直しを検討されたい。なお、長期継続契約を締結する場合には、起案に長期継続契約を行う旨と根拠規定を記載し、契約書に契約期間及び予算減額時などには当該契約を変更又は解除できる旨の特約条項の明記が必要であるため、留意されたい。

（4）財産管理事務

行政財産の目的外使用許可について

【指摘事項】

ア 使用許可申請書が「公有財産貸付更新申請書」となっており、使用料においても「貸付料金」と記載されているなど様式が不適正なもの及び申請日の記載がないものがあった。申請書を受理する際は、申請書の記載内容を確認の上受理されたい。

イ 許可申請の起案において、会計課長の決裁を受けていなかった。松浦市財務規則第109条第2項の規定に基づき適正に処理されたい。

ウ 使用料の算定（建物）について、算定を誤り、正当額より多く徴収しているものがあった。松浦市行政財産使用料条例第3条別表の規定により適正に処理されたい。

エ 自動販売機設置のための目的外使用許可申請について、空き容器回収箱の面積を含んでおらず、使用料の算定も自動販売機のみ面積で計算していた。

オ 許可書に「地方自治法第238条の4第2項の規定により」許可すると記載があるが、同規定は行政財産の貸付に関する規定であり、行政財産の目的外使用許可については「地方自治法第238条の4第7項」で規定されている。訂正されたい。

カ 許可書に指令番号を付していなかった。指令とは、行政庁が特定の個人、団体又は下級機関からの申請、願いなどに対して、許可、認可などの行政処分を行う場合に発する文書の形式であり、行政財産の使用許可についても、指令番号を付して許可されたい。

【指導事項】

- ア 許可の起案の際、許可の根拠規定及び使用料算定の根拠規定が記載されていなかった。
- イ 申請書に受付印及び供覧印の押印がなかった。

【意見】

- ア 行政財産の目的外使用料については、松浦市行政財産使用料条例第3条で規定されているが、土地と建物についての算定のみ規定されており、これ以外の例えば電柱類や地下埋設物等の算定については規定がなく、同第3条のただし書きで「これにより難しい場合は市長が別に定める」とあるものの、現状において統一的な基準はない。
使用料の算定に関して統一的な基準がないことが問題と考えられるため、例規の見直しについて、市有財産管理の総括的調整に関することの担当課である会計課と協議の上、対応されたい。

(5) 庶務・文書管理事務等

【指摘事項】

- ア 決裁済みの文書に決裁日付を記入していないものがあった。松浦市文書管理規程第24条の規定に基づき処理されたい。
- イ 松浦市職員被服貸与規程に規定がない事務職員の制服を貸与していた。
- ウ 文書（申請書等）を受理した際に、文書件名簿に登載していないものがあった。松浦市文書管理規程第12条の規定に基づき処理されたい。

【指導事項】

- ア 被服貸与簿において期間満了日の記載がなかった。
- イ 出張命令書（控）において、支出伝票添付の原本と異なるものが保管されていた。また、支出伝票添付の出張命令書の命令日が用務日より後の日付となっていた。
- ウ 時間外勤務命令簿（控）において、時間計算欄をパソコン入力しているものが多数あった。命令時点では確定していないため、勤務終了後手書きにて記載されたい。
- エ 時間外勤務命令簿（控）において、命令印の押印がないもの、支出科目を誤っているもの、振替日の記載がないもの、休憩時間の記載がないもの等、内容に不備があるものが多数あった。平成31年2月1日人事係通知「時間外等勤務（振替）命令簿記入要領」に基づき、適正に処理されたい。
- オ 備品管理システム上で使用中となっている備品（車両2台）について、備品台帳がなかった。現地調査の際、現物を確認したところ、現在も使用しているとのことであったため、備品台帳の再発行を会計課に依頼し、保管簿に保管されたい。

【検討事項】

ア 診療所に保管してある公印の管理について、松浦市公印規則別表第1及び別表第3（第3条関係）において、保管者が診療所長と規定されているが、現在、診療所長は正規職員ではないため、同規則第6条及び第7条の保管者の責務を負わせることが不可能であり、事務長が管理している。管理者については、実情に合わせ規則の改正も含め検討されたい。

7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和3年1月21日（木）までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局

1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）
法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの
 - （1）法令・例規に違反しているもの
 - （2）機関の意思決定が適切になされていないもの
 - （3）収入確保に適切な措置を要するもの
 - （4）予算を目的外に支出しているもの
 - （5）不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
 - （6）前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
 - （7）その他不当又は適正を欠く事項

2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）
指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）
経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

4. 意見（地方自治法第199条第10項）
組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

5. 口頭指導（公表の対象外）
指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。